

芳賀町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 芳賀町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	別紙1のとおり	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	一部適用 (令和6年4月1日 適用)
処理区域内人口密度	別紙1のとおり	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	8地区(稲毛田、城興寺、上給、五行、東水沼、社后、八ツ木、下高中部)		
処 理 場 数	8処理場(稲毛田、城興寺、上給、五行、東水沼、社后、八ツ木、下高中部)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	世帯割:2,619円(税込) 人数割:314円(税込)						
業務用使用料体系の 概要・考え方	世帯割:2,619円 人数割:下記のとおり 鮮魚業 人数=店舗床面積(m ²)×0.10 理髪店 人数=店舗床面積(m ²)×0.072 飲食店 人数=店舗床面積(m ²)×0.065 小売店 人数=店舗床面積(m ²)×0.05 ガソリンスタンド 人数=便器数×1.25						
その他の使用料体系の 概要・考え方	世帯割:2,619円 人数割:下記のとおり 学校 人数=教職員・児童×0.25 工場、作業所、事務所 人数=従業員等×0.30 集会場 人数=床面積(m ²)×0.02 公衆便所 人数=便器数×1.25 デイサービスセンター 人数=定員						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和6年度	3,561	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和6年度	2,014	円
	令和5年度	3,561	円		令和5年度	2,083	円
	令和4年度	3,561	円		令和4年度	2,282	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m²あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m²を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	3名
事業運営組織	都市計画課下水道係において、農業集落排水事業、公共下水道事業、浄化槽事業の運営を行っている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の運転及び維持管理業務は、民間事業者へ委託している。 また、農業集落排水使用料の賦課徴収業務については、芳賀中部 上水道企業団へ委託し、水道料金と合わせて徴収を行っている。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	現時点では事業規模等を踏まえ導入には至っていないが、今後の 施設更新や維持管理の効率化を見据え、導入の可能性について検 討を行う。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

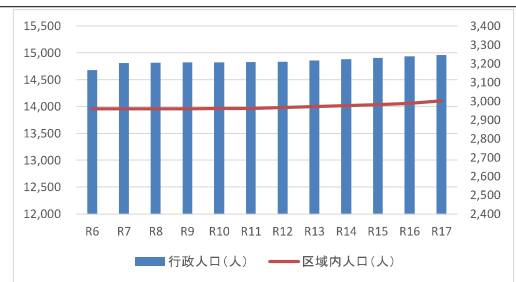
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析:別紙2のとおり

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

2. 将来の事業環境

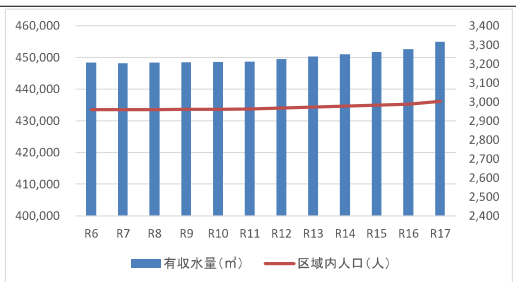
(1) 処理区域内人口の予測

本町の行政人口は、令和6年度末で14,681人となっており、平成3年度をピークとして減少傾向にあります。
一方、第7次芳賀町振興計画において示されている人口ビジョンでは、町の各種施策の効果が着実に反映された場合の将来人口を独自推計しており、この推計では令和27年度時点の総人口を15,286人と見込まれています。
本経営戦略における行政人口の予測については、この推計値との整合を図るため、令和5年度に公表された第7次芳賀町振興計画の数値を採用します。
この結果、本計画期間内の行政人口は概ね横ばいから微増で推移する見込みであることから、処理区域内人口についても同様の傾向で推移するものと想定しています。



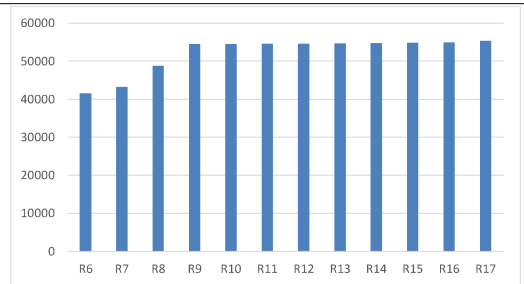
(2) 有収水量の予測

処理水量及び有収水量については、処理区域内人口の推移と概ね連動するものと考えられることから、本計画期間内においてはおおむね横ばいから微増で推移していくことが見込まれます。



(3) 使用料収入の見通し

本町の農業集落排水処理施設使用料は人頭制を採用しているため、使用料収入は接続人口及び世帯数の増減に比例して推移すると見込まれます。令和8年10月には平均改定率約15%の料金改定を予定しており、一時的に経費回収率の改善が見込まれますが、今後は物価上昇や維持管理費の増加の影響により、経費回収率は徐々に低下していくことが予想されます。そのため、人口減少や施設の老朽化に対応した計画的な維持管理および更新を行うため、今後も概ね5年ごとに使用料の見直しを検討します。



(4) 施設の見通し

本町の農業集落排水事業は、排水区域内の整備が完了しており、新たな区域拡張の予定はありません。農業集落排水処理施設については、最も古い地区で供用開始から38年が経過しており、管路施設の法定耐用年数が50年であることから、今回の計画期間内に大規模改築の時期を迎えることが見込まれます。現在、施設の統廃合を含めた更新方針について検討を行っている段階であるため、本計画では大規模更新費用は見込まず、更新方針の決定後、時期改定時に費用計上することとします。

(5) 組織の見通し

現在の体制は都市計画課下水道係の3人体制であり、農業集落排水事業のほか、公共下水道事業及び浄化槽設置補助事業も兼務しています。公共下水道の未普及地区の整備が継続することから、当面は現行の体制を維持する見込みですが、技術職員が不在であることや、公営企業会計の導入により会計業務が複雑化していることから、職員の異動等に伴う業務効率の低下が懸念されています。そのため、業務の効率化や外部技術支援の活用などにより、安定した事業運営体制の確保に努めます。

3. 経営の基本方針

農業集落排水は、農村部の家庭や事業所等から排出される生活排水を処理し、農業用水路や周辺水環境を保全するための重要な事業です。

本町では8地区において処理施設の整備が概成していますが、施設の老朽化に伴い維持管理費の増加が見込まれており、事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

今後も将来にわたり事業を安定的に継続していくため、次の基本方針に基づき経営を行っていきます。

○農業集落排水施設の適正な維持管理

処理施設及び管渠施設について適正な運転管理を行い、効率的な維持管理に努めます。

管渠事故の防止を図るため、計画的な調査及び維持管理を実施します。

処理施設等の長寿命化及び効率的な維持管理を図るため、最適整備構想の更新を検討します。

○農業集落排水事業の経営の安定

農業集落排水事業を安定的に経営していくため、使用料の適正化及び維持管理費の削減など経営健全化に取り組みます。

また、将来的な人口減少や施設の老朽化を見据え、施設の統廃合や縮小、個別浄化槽への移行なども含めた抜本的な経営改善について検討を行います。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙3のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	既存の管渠施設、ポンプ施設及び処理場施設について、日常点検結果を踏まえた適切な修繕を実施するとともに、施設の統廃合や縮小・廃止の可能性を検討し、汚水処理原価の上昇抑制を図ります。
---	---	---

【全体的な考え方】

本町の農業集落排水事業は、排水区域内の整備が既に完了しており、今後新たな事業区域の拡大を予定していません。このため、今後の投資については、既存施設の長寿命化を目的とした修繕および更新を中心に実施していきます。農業集落排水処理施設については、最も古い地区で供用開始から38年が経過しており、管路施設の法定耐用年数が50年であることから、今後大規模改築の時期を迎えることが見込まれます。しかしながら、現在、施設の統廃合を含めた更新方針について検討を進めている段階であるため、本経営戦略では更新費用を見込まず、今後の方針決定後、経営戦略の改定時に費用を計上することとします。また、統廃合の検討に当たっては、施設の縮小・廃止や個別浄化槽による排水処理への移行についても検討し、将来的な施設整備に係る投資を最小限に抑制していく。

【各項目の積算根拠】

- 建設改良費
各年度に必要な最低限の工事費を計上しています。
なお、施設更新に関する費用については、統廃合方針が決定していないため、本計画内には計上していません。
- 減価償却費
既存施設における減価償却費を計上しています。
- 企業債償還金
新たな建設改良費は見込んでいないため、既存の償還計画に加え、世代間負担の公平化を図るための資本費平準化債の償還金を加えて算定しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	一般会計繰入金の縮減を図りながら収支均衡を維持し、経営の健全化を目指します。 また、本事業は利用者が少ない地域で実施しているため、人口減少による収入現象の影響を受けやすい構造となっている。 このため、経営指標については、悪化を抑制する当支店から目標設定を行う。
---	---	--

【全体的な考え方】

- 収納率の向上
下水道使用料については、芳賀中部上水道企業団に徴収業務を委託し、水道料金と合わせて徴収しています。今後も督促、催告、給水停止措置の実施及び差押え等の滞納処分の検討を行い、収納率の向上に努めます。
- 水洗化率の向上
令和6年度末の水洗化率は98.3%です。
今後も未接続世帯に対し戸別訪問や普及啓発活動を実施し、早期接続の促進を図ります。
- 使用料の適正化
本町の農業集落排水事業は、公営企業会計以降以前から経費回収率が60%前後で推移しています。このため、令和8年10月に使用料の改定を予定しています。今後も概ね5年ごとに使用料の見直しについて検討を行います。
- 一般会計繰入金の適正化
一般会計繰入金には、地方公営企業繰出基準に基づく基準内繰入金があるため、引き続き必要な財源の確保を図ります。また、基準外繰入金については、安易に依存することがないように、収入の使用料収入の確保及び経費削減に努めます。
- 資本費平準化債の活用
下水道利用者の世代間の負担の公平化を図るため、資本費平準化債を適切に活用します。

【各項目の積算根拠】

- 使用料収入
処理区域内人口の将来推計に基づき、令和8年度前半までは現行料金体系により積算しています。令和8年度後半からは平均15%の料金改定反映し、さらにロードマップの目標達成を見据え、令和13年度に10%の料金改定を見込んで積算しています。
- 一般会計繰入金
独立採算を基本とする下水道事業においては基準外繰入金の縮減が求められていますが、現状では完全な解消は困難であるため、費用削減と合わせて繰入金額の縮減を図る前提で積算しています。
- 国庫補助金
現時点では国庫補助事業の対象となる工事はなく未計上としています。
- 企業債
建設改良費のうち特定財源を除いた部分について、下水道債を概ね95%充当することとして計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費として、維持管理費及び職員給与費を計上しています。維持管理費については、電気料金の高騰や物価上昇等により増加が見込まれることから、発注内容の精査を行い、必要最小限の費用となるよう努めます。なお、汚泥の堆肥化などの近年の国の施策については、収益性や事業継続性に不透明な部分があるため、現時点では本計画における事業費には計上していません。

【各項目の積算根拠】

近年の電気料金高騰、物価上昇及び人件費上昇を踏まえ、次のとおりの上昇率を見込んで費用を計上しています。
維持管理費 年1%増、職員人件費 年1%増

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>【【広域化・共同化】】 他団体の事例を参考に、連携協約等に基づく自治体間での事務の共同処理や事務委託による効率化について検討します。 【最適化】 本町では令和4年度に生活排水処理構想を策定し、その中で公共下水道と農業集落排水の統合について検討を行いました。その結果、現時点では統合を行わない方が有利であるとの結果になりました。 しかしながら、農業集落排水施設は農村地域における小規模分散型施設であり、人口減少の進行により将来的に処理量の減少や施設効率の低下が見込まれます。 このため、今後人口動向や施設更新時期等の前提条件に変化が生じた場合には、公共下水道への統合や処理区域の見直し等について再検討を行う必要があることから、生活排水処理構想については定期的に見直しを行っていきます。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>農業集落排水施設は小規模施設が分散している特性があるため、将来的な人口減少や施設の老朽化状況を踏まえ、処理区域や施設統廃合の可能性について検討します。 また、施設の縮小や廃止、個別浄化槽による排水処理への転換なども含め、地域の実情に応じた効率的な汚水処理手法を検討し、施設整備に係る投資の最小化及び平準化を図ります。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)</p>	<p>引き続き処理場及び中継ポンプ場の運転・維持管理については民間委託を実施し、専門的技術の活用による維持管理費の縮減及び経営の効率化を図ります。維持管理費を縮減し、経営の効率化を図ります。 また、新たな官民連携方式である「ウォーターPPP」についての理解を深め、導入の可能性について検討します。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>国や県の下水道施策の動向を注視しながら、各種財政支援制度の活用可能性について情報収集を行い、将来的な施設更新等に備えた財源確保に努めます。 汚水処理過程において発生する汚泥については、薬剤の適切な活用により含水率の低減及び発生量の抑制を図り、汚泥処分費及び運搬費の削減を推進します。</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>公営企業会計への移行の影響により、令和6年度の経費回収率が70%を下回っている状況であるため、令和8年10月に下水道使用料の見直しを行う予定です。 今後も維持管理費の抑制や経費削減に取り組みながら、概ね5年毎に使用料の見直しについて検討します。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>農業集落排水事業においては、大きな収益を生み出す資産は限られていますが、今後は処理区域や施設の統廃合の検討と併せて、処理場用地や施設の有効活用の可能性について検討するとともに、太陽光発電設備の設置など、未利用資産の活用による収入確保の可能性について研究を進めます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>未収金対策の継続及び処理区域内の未接続家屋に対する水洗化の促進を図ります。 また、一般会計繰入金には、一般会計が負担すべき経費として定められている基準内繰入金があるため、引き続き当該経費の確保を図ります。 一方で、汚水処理費と下水道使用料の差額を補填する基準外繰入金については、安易に依存することがないよう、使用料収入の確保に努めます。 さらに、下水道利用者間の世代間負担の公平化を図るため、資本費平準化債の活用を図ります。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>現在実施している民間委託について、その実施状況を検証するとともに、対象施設や業務範囲の拡大の可能性について検討し、委託効果の向上に努めます。 また、新たな官民連携事業である「ウォーターPPP」についての理解を深め、事業の公共性と効率性を踏まえ、導入に向けた検討を行います。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>職員数については、今後の事業展開に応じた適正な職員配置に努めます。 また、職員給与費については、適正な労働環境の確保に配慮しつつ、時間外勤務の縮減に取り組みます。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>省電力化ができる設備については、導入コストと削減効果を比較検討したうえで、設備更新時に導入を検討します。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>施設維持管理業務については、民間委託を継続することとし、薬品購入についても当該業務の中で、実際の運転状況を踏まえ適切に判断して購入することを基本とします。 また、近隣市町との共同発注等によりコスト削減が可能か検討します。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>管渠施設に係る修繕費については、点検結果及び経営状況を踏まえて計上を検討します。 また、処理場の修繕費の計上は施設の長寿命化を最優先で検討します。</p>

委託費に関する事項	近隣市町との共同委託が可能な業務内容及び委託期間について協議を行い、経費削減及び業務の効率化を検討します。
その他の取組	近年、自然災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、下水道施設が被災した場合においても住民生活や公衆衛生への影響を最小限に抑えるため、業務継続計画(BCP)の継続的な見直しを行います。 また、関係機関との連携体制の強化を図るとともに、非常時における対応手順の確認や訓練の実施などにより、災害発生時においても下水道機能の早期復旧を図る体制の確保に努めます。 水洗化の促進や収納率の向上など、財源確保につながる取組について費用対効果を踏まえながら検討します。 また、ホームページや広報誌等を通じて下水道事業の財政状況について分かりやすい情報公開に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略については、毎年度の決算状況を踏まえて事業の進捗及び財政状況を把握し、概ね5年ごとに見直しを実施します。 見直しに当たっては、収支実績、投資計画及び財政計画に係る目標指標の達成状況について検証・分析を行い、必要に応じて計画の改定を行います。 また、下水道使用料についても経営状況を踏まえ、適宜見直しの検討を行います。																																																																			
経費回収向上に向けたロードマップ	<p>現状予測に基づくシミュレーションでは、物価高騰等による汚水処理経費の増額により、計画最終年度では経費回収率が60%を切る見込みです。 本来、下水道事業における経費回収率は100%を目標とすることが望ましいとされていますが、利用者負担や類似団体の水準、このため、本経営戦略では、経費回収率の急激な悪化を防止しつつ、段階的な改善を図ることを目標といたします。</p> <p>【業績指標及び目標年限】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6(2024)年度 実績</th> <th>令和12(2030)年度 目標</th> <th>令和17(2035)年度 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経費回収率</td> <td>64.22% 類似団体平均58.41%</td> <td>70%以上</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>経常収支比率</td> <td>105.46% 類似団体平均103.04%</td> <td>100%以上</td> <td>100%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【ロードマップ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> <th>令和14年度</th> <th>令和15年度</th> <th>令和16年度</th> <th>令和17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営指標の検証</td> <td colspan="10">→</td> </tr> <tr> <td>経営戦略の見直し</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用料改定の検討</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">→</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>使用料改定(必要時)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		令和6(2024)年度 実績	令和12(2030)年度 目標	令和17(2035)年度 目標	経費回収率	64.22% 類似団体平均58.41%	70%以上	80%以上	経常収支比率	105.46% 類似団体平均103.04%	100%以上	100%以上		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	経営指標の検証	→										経営戦略の見直し					○					○	使用料改定の検討			→					→			使用料改定(必要時)					○					○
	令和6(2024)年度 実績	令和12(2030)年度 目標	令和17(2035)年度 目標																																																																	
経費回収率	64.22% 類似団体平均58.41%	70%以上	80%以上																																																																	
経常収支比率	105.46% 類似団体平均103.04%	100%以上	100%以上																																																																	
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度																																																										
経営指標の検証	→																																																																			
経営戦略の見直し					○					○																																																										
使用料改定の検討			→					→																																																												
使用料改定(必要時)					○					○																																																										

別紙1

芳賀町農業集落排水処理施設概要

(令和6年度末現在)

処理施設名称	処理地区	供用開始年度 (供用開始後年数)	処理区内人口 (人)	処理区内接続人口 (人)	処理区人口密度 (人/ha)
稲毛田地区 農業集落排水処理施設	稲毛田(新田、下町、宿上、上新田)	昭和63年度 (37年)	332	332	5.2
城興寺地区 農業集落排水処理施設	下延生(城興寺、下郷東、下郷、下郷南、下郷元)	平成3年度 (34年)	162	162	6.5
上給地区 農業集落排水処理施設	上稲毛田(稲協、稲荷沢、稲南、前畑、稲宿、稲中、新生) 給部(給東、給中)	平成6年度 (31年)	296	295	4.6
五行地区 農業集落排水処理施設	東高橋(栄町、坊新田、新谷)	平成9年度 (28年)	221	221	4.3
東水沼地区 農業集落排水処理施設	東水沼(宿免、梨木、唐桶、和泉、和泉台、桜田、明和)	平成11年度 (26年)	1,098	1,092	7.3
社后地区 農業集落排水処理施設	稲毛田(社后)	平成12年度 (25年)	79	79	2.1
八ツ木地区 農業集落排水処理施設	芳志戸(上岡北、飯島、般若塚) 八ツ木(八宿下、八宿上、八西、八新田、八南、八中、八北)	平成14年度 (23年)	401	379	2.2
下高中部地区 農業集落排水処理施設	下高根沢(堀合、古谷、下中部、梶内、梶内西、行沢、天神、石塚、高田、宮田東、宮田西、協和、西山根、五ヶ栗) 芳志戸(久津方)	平成15年度 (22年)	370	349	2.1
合計			2,959	2,909	

経営比較分析表（令和6年度決算）

別紙2

栃木県 芳賀町

業種名	業種名	事業名	類似団体系分	管理者の情報
法務用	下水道事業	農業廃液排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり管理料金(円)
-	64.73	19.31	98.00	3,561

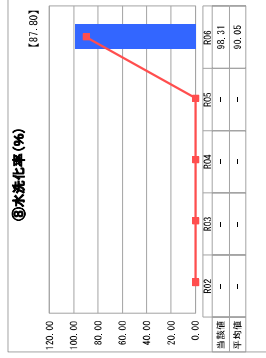
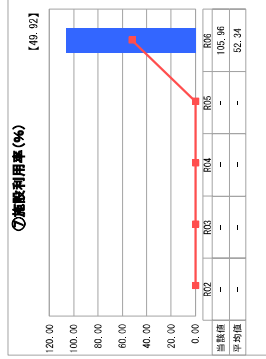
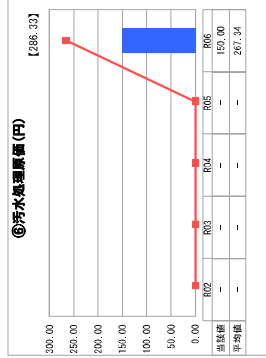
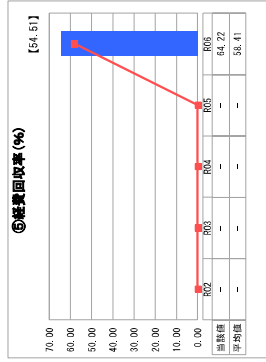
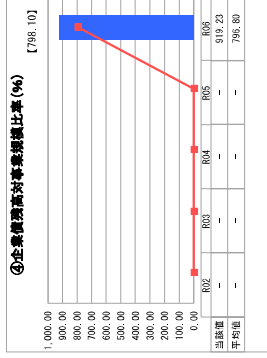
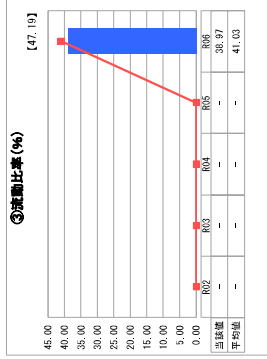
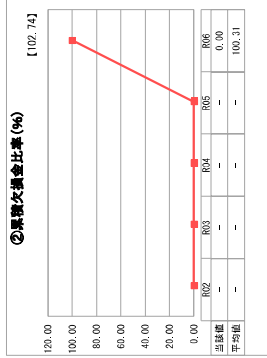
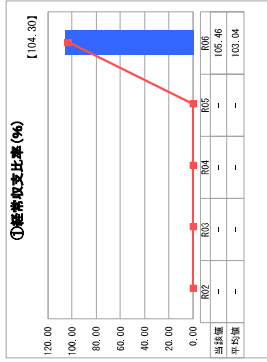
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
15,377	70.16	219.17
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,959	1.50	1,972.67

グラフ凡例

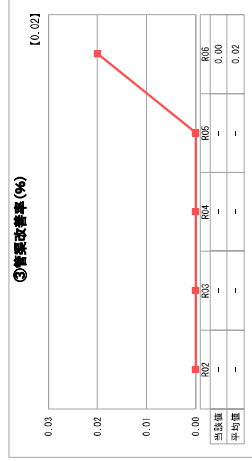
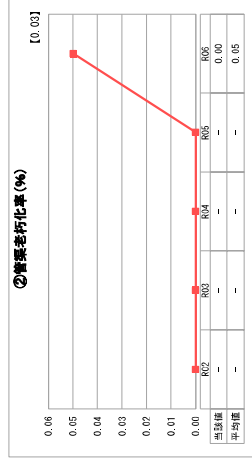
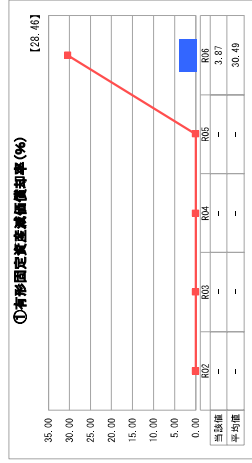
- 当該団体系分（当年度値）
- 類似団体系分平均値（平均値）

【 令和6年度全国平均】

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 芳賀町の農業廃液排水事業は、稲毛・上総・田中・下中田の8地区で採択されており、全地区において整備は完了している。現在は維持管理が主であり、劣化した施設機器の修繕や交換を計画的に進めている。
 令和6年度より地方公営企業法を適用し、会計制度が変更になったため、前年度までの比較はできないが、①経常収支比率は黒字であることを示す100%を超えており、経営状況は概ね良好である。
 ⑤経費回収率については、類似団体の平均値を上回っているが、100%を下回っているため、費用削減及び使用料の改定を検討していく必要がある。
 加入料が高くなり、全地区の整備が完了していることに加え、新規加入による機器の増設も人口増加に伴い、使用料収入は今後減少していくことが予想される。一方、施設の老朽化等による修繕費用は増加が見込まれるため、使用料の見直しにより、今後適正な料金収入を確保していく必要がある。

2. 老朽化の状況について
 稲毛田地区、上総地区、埴野地区、五反田地区は新設8地区の中、最も使用開始年が長く、使用年数が50年程度となっている。不明火のある箇所については、調査を実施し、営業修繕を進めていく予定である。老朽化した管路については、計画的な更新を検討していく。

全体概括
 町内全8地区の整備が完了しており、今後、人口減少による収入の減少及び施設の老朽化に伴う更新費の増加が見込まれるため、更なる費用削減及び施設の修繕等を検討し、最適化を行っていく。また、近年の物価高騰による営業費用の増加を踏まえ、適正な使用料を確保すべく、使用料の料体系等を見直しを行う。

※ 「経常収支比率」、「黒字化割合比率」、「流動比率」、「施設利用率」、「有形固定資産減価償却率」及び「営業老朽比率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみで類似団体系分平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

別紙2

(単位:千円、%)

区分	年度	年度											
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益	1. 営業収益	41,354	43,185	48,848	54,552	51,566	54,582	54,597	60,159	60,261	60,364	60,465	60,852
	(1) 料業収入	41,354	43,185	48,847	54,551	51,565	54,581	54,596	60,158	60,260	60,363	60,464	60,851
	(2) 受託工事収益												
収益	2. 営業外収益	138,722	142,616	134,428	127,440	130,608	127,739	127,905	122,184	120,888	120,948	120,043	120,288
	(1) 補助金	66,339	77,330	70,119	64,639	68,262	65,430	65,021	59,900	58,904	60,430	59,956	61,645
	(2) 他補助金	66,339	77,330	70,119	64,639	68,262	65,430	65,621	59,900	58,904	60,430	59,956	61,645
収益	(3) その他	64,344	64,344	64,309	62,801	62,346	62,309	62,284	62,284	61,984	60,518	60,087	58,643
	長期前受金	8,039	942										
	その他	180,076	185,801	183,276	181,992	182,174	182,321	182,502	182,343	181,149	181,312	180,508	181,140
収益	1. 営業費用	159,207	173,426	172,558	172,800	173,468	174,154	174,873	175,299	174,566	174,876	174,180	174,920
	(1) 職員給与	10,676	10,218	10,319	10,422	10,526	10,631	10,738	10,845	10,953	11,063	11,174	11,285
	(2) 退職給付	4,028	4,084	4,124	4,165	4,207	4,249	4,291	4,334	4,378	4,421	4,466	4,510
収益	(3) その他	5,998	5,477	5,531	5,586	5,642	5,699	5,756	5,813	5,871	5,930	5,989	6,049
	力	44,201	58,858	59,447	60,041	60,641	61,248	61,860	62,479	63,104	63,735	64,372	65,016
	修繕費	13,988	15,109	15,260	15,413	15,567	15,722	15,880	16,039	16,199	16,361	16,524	16,690
支出	(4) 材料費	1,860	5,000	5,050	5,101	5,152	5,203	5,255	5,308	5,361	5,414	5,468	5,523
	(5) その他	28,353	38,749	39,136	39,528	39,923	40,322	40,726	41,133	41,544	41,960	42,379	42,803
	(6) 減価償却費	104,330	104,350	102,793	102,337	102,301	102,275	102,275	101,975	100,509	100,078	98,634	98,619
支出	2. 営業外費用	9,723	12,375	10,717	9,192	8,706	8,167	7,629	7,044	6,583	6,436	6,328	6,220
	(1) 支払利息	9,723	7,875	6,217	4,692	4,206	3,667	3,129	2,544	2,083	1,936	1,828	1,720
	(2) その他	168,930	185,801	183,275	181,992	182,174	182,321	182,502	182,343	181,149	181,312	180,508	181,140
経常利益	(O)-(D)	11,146	11,146	0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0
	(E)												
	(F)												
特別利益	(G)												
	(H)												
	(I)												
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(J)	11,146	11,146	0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0
	(K)												
	(L)												
流動資産	(M)	38,050	38,621	39,200	39,788	40,385	40,991	41,605	42,230	42,863	43,506	44,159	44,821
	(N)	4,152	4,215	4,278	4,342	4,407	4,473	4,541	4,609	4,678	4,748	4,819	4,891
	(O)	98,367	96,913	95,481	94,070	92,680	91,310	89,961	88,631	87,321	86,031	84,760	83,507
流動負債	(P)	87,254	85,994	84,694	83,442	82,209	80,994	79,797	78,618	77,456	76,312	75,184	74,073
	(Q)												
	(R)												
累積欠損金比率	(S)	11,113	10,949	10,787	10,628	10,471	10,316	10,163	10,013	9,865	9,719	9,576	9,434
	(T)												
	(U)												
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額	(V)												
	(W)												
	(X)												
地方財政法による資金不足率	(Y)	41,354	43,185	48,848	54,552	51,566	54,582	54,597	60,159	60,261	60,364	60,465	60,852
	(Z)												
	(AA)												
健全化法施行令第16条により算定した健全化法施行令第16条による資金不足額	(AB)												
	(AC)												
	(AD)												
健全化法施行令第17条により算定した健全化法第22条により算定した資金不足率	(AE)												
	(AF)												
	(AG)												

投資・財政計画
(収支計画)

区 分	年 度											
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的 収支	1. 企業 資本費平準化 償	300	1,000	45,700	32,800	25,100	9,500					
	うち 資 本費平準化 償			44,700	32,800	25,100	9,500					
	2. 他会 計出資											
	3. 他会 計補助	50,109	46,029		2,452	3,842	4,896	391				
	4. 他会 計負担											
	5. 他会 計借入											
	6. 国(都 道府県)補 助											
	7. 固定 資産売却 代											
	8. 工事 負担	850	4,250	4,250	4,250	4,250	4,250	4,250	4,250	4,250	4,250	4,250
9. そ の 他												
計	51,259	51,279	51,279	49,950	39,502	33,192	18,646	4,641	4,250	4,250	4,250	
(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額												
純計	51,259	51,279	51,279	49,950	39,502	33,192	18,646	4,641	4,250	4,250	4,250	
1. 建設 改良費	1,183	4,350	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	
うち 職 員給与 費												
2. 企業 債償還	93,882	90,044	86,865	84,694	74,694	68,385	53,838	39,833	8,617	5,689	5,299	
3. 他会 計長期借 入返還												
4. 他会 計への支 出												
5. そ の 他												
計	95,065	94,394	91,665	89,494	79,494	73,185	58,638	44,633	13,417	10,489	9,974	
(E)	43,806	43,115	40,386	39,544	39,992	39,993	39,992	39,992	9,167	6,239	5,849	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額	39,986	39,986	39,936	39,544	39,992	39,993	39,992	39,992	9,167	6,239	5,849	
1. 持 勘定留 保												
2. 利 益剰余 金処分												
3. 繰 越工事 費												
4. そ の 他	3,820	3,129	450									
計	43,806	43,115	40,386	39,544	39,992	39,993	39,992	39,992	9,167	6,239	5,849	
(F)												
補填財源不足額												
(E)-(F)												
他会計借入金残高												
(G)												
企業債残高	484,512	484,512	395,563	308,944	269,347	230,169	191,324	151,970	117,098	113,543	113,019	
(H)												

(単位:千円)

区 分	年 度											
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
〇他会計繰入金												
収益的収支分	66,339	77,330	70,119	64,639	68,262	65,430	65,621	59,900	58,904	60,430	59,956	61,645
うち 基 準内繰 入金	49,709	47,881	44,701	44,228	44,161	43,633	43,120	42,235	40,608	41,496	40,375	41,696
うち 基 準外繰 入金	16,630	29,449	25,418	20,411	24,101	21,797	22,501	17,665	18,296	18,934	19,581	19,949
資本的収支分	50,109	46,029	46,029		2,452	3,842	4,896	391				
うち 基 準内繰 入金												
うち 基 準外繰 入金	50,109	46,029	46,029		2,452	3,842	4,896	391				
計	116,448	123,359	116,148	64,639	70,714	69,272	70,517	60,291	58,904	60,430	59,956	61,645

原価計算表

供用開始年月日 昭和63年6月
 処理区域内人口 2,959人
 計算期間 令和8年度
 ~ 令和12年度
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使 用 料 (X)	千円	千円	千円	千円
	41,354	52,828		52,828
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他				0
合 計	41,354	52,828	0	52,828

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
管渠費	人件費 給料			0
	人件費 諸手当			0
	人件費 福利費			0
	修繕費			0
	材料費			0
	路面復旧費			0
	委託料			0
	その他			0
小計	0	0	0	0
ポンプ場費	人件費 給料			0
	人件費 諸手当			0
	人件費 福利費			0
	動力費			0
	修繕費			0
	材料費			0
	薬品費			0
	委託料			0
その他			0	
小計	0	0	0	0
処理場費	人件費 給料			0
	人件費 諸手当			0
	人件費 福利費			0
	動力費	15,320	17,581	17,581
	修繕費	2,289	5,018	5,018
	材料費	0	0	0
	薬品費	0	0	0
	委託料	19,293	21,836	21,836
その他	10,026	10,792	10,792	
小計	46,928	55,226	0	55,226
一般管理費	人件費 給料	4,083	4,166	4,166
	人件費 諸手当	657	671	671
	人件費 福利費	4,820	5,456	5,456
	流域下水道管理運営費負担金			0
	委託料	2,573	3,810	3,810
	その他	620	1,637	1,637
小計	12,753	15,739	0	15,739

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
資本費				
支 払 利 息	7,876	4,383	4,383	0
減 価 償 却 費	104,331	102,792	102,792	0
企 業 債 取 扱 諸 費				0
小 計	112,207	107,175	107,175	0
合 計 (Y)	171,888	178,141	107,175	70,966

資 産 維 持 費 (Z)	0
使用料対象経費 (Y) + (Z)	70,966

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.74$$

<使用料水準についての説明>

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。